

スリールパティシエオガワ 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年1月1日～令和11年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児介護休業等について、法を上回る制度を定める。

- 令和7年1月～ 法に基づく諸制度の調査、法を上回る制度の設定
- 令和7年1月～ 就業規則の整備、周知

目標2：対象者に育児休業制度を説明し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

- 令和7年1月～ 両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて対象者への詳細説明、情報提供